

放送法施行規則の一部改正について

～NHK受信料財源インターネット活用業務に係る経理の整理に用いる配賦基準の変更～

背景

- NHKの受信料財源インターネット活用業務の経理の整理については、業務ごとの区分を配賦により行う場合、放送法施行規則「別表第二号の二」に定める配賦基準を用いることとされている。
- 今般、NHKは、新たに「NHKワールド・プレミアム」について、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の邦人向けの放送や外国の放送事業者への提供に加え、受信料財源インターネット活用業務として、外国の動画配信事業者への提供を実施することとしている^(※)ところ、その一環として、当該提供に係る経理の整理の方法について検討を実施。

(※)NHKは、「インターネット活用業務実施基準」の変更認可を申請しており、総務省は、令和4年12月21日に当該変更認可を行ったところ。

- その結果、「別表第二号の二」に規定されていない新たな配賦基準による配賦を行うことが適当との結論に至ったとのことで、NHKから、新たな配賦基準(次表)の設定の要望がなされている。

業務・費用種別		新たな配賦基準	
国際放送番組等 配信費	業務関連費	権利処理業務	権利処理件数の比
		配信推進業務、編成・ 運行業務	提供事業者の数の比
	設備関連費	衛星回線費	提供事業者の数の比
減価償却費		提供事業者の数の比	

対応

- 各費用の算出に、「権利処理件数の比」又は「提供事業者の数の比」を用いることは、各費用の発生の様態を考慮すると、妥当性を欠くものではないと考えられる。
- したがって、受信料財源インターネット活用業務に係る経理の整理が適切に行われるよう、これを可能とすることとし、「別表第二号の二」に定める配賦基準を変更することとする。

放送法施行規則「別表第二号の二」に定める「配賦基準」新旧対照表

改正後		改正前	
費用区分	配賦基準	費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテンツ制作費比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、 <u>権利処理件数の比</u> (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続きの確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。)、 <u>提供事業者の数の比</u> (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。) <u>又はアクセス数比</u> (電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数、の比をいう。)	国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテンツ制作費比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。) <u>又はアクセス数比</u> (電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数、の比をいう。)
[略]		[同左]	
減価償却費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、 <u>コンテンツ制作費比</u> 又は <u>提供事業者の数の比</u>	減価償却費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比又は <u>コンテンツ制作費比</u>